

協議第 19 号

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

一部事務組合等の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。

西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

一部事務組合等の取扱い(その2)について

愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

愛媛県消防団員等災害補償退職補償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合																							
事務事業名	名称、設立年月、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、理事等	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会																					
調整方針	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加えるものとする。																									
具体的項目	現 況																									
<p>名 称</p> <p>設 立 年 月</p> <p>構 成 市 町</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>事 務 所 の 位 置</p> <p>共 同 処 理 事 務</p> <p>議 員</p> <p>理 事 等</p>	<p>新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合</p> <p>昭和48年9月</p> <p>新居浜市、西条市、東予市、丹原町、小松町</p> <p>地方自治法第284条 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合格約</p> <p>新居浜市一宮町1丁目5番1号 新居浜市役所内</p> <p>1 新居浜・西条地区広域市町村圏計画の策定及び実施のための連絡調整に関する事務 2 青少年センターの設置及び管理運営に関する事務 3 別子ハイツ自然学習館の設置及び管理運営に関する事務 4 地方公務員法第39条に規定する職員の研修に関する事務 (関係市町の任命権者の協議により組合で共同処理することとするものに限る。) 5 休日、夜間における救急医療体制整備費取扱いに関する事務 6 休日、夜間における救急医療施設等施設整備費及び設備整備費取扱いに関する事務</p> <p>議員定数 15人 内訳 新居浜市 5人 西条市 3人 東予市 3人 丹原町 2人 小松町 2人</p> <p>任期 当該市町の長並びに議会の議長及び議員の在任期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">役職</th> <th style="width: 20%;">議長及び副議長</th> <th style="width: 20%;">組合長及び副組合長</th> <th style="width: 15%;">収入役</th> <th colspan="3" style="width: 27%;">監査委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数等</td> <td>各1人</td> <td>各1人</td> <td>関係市町の収入役から1人</td> <td>関係市町の監査委員から1人</td> <td>組合議員から1人</td> <td>計2人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>各組合議員の任期</td> <td>各市町の長の任期</td> <td>当該市町の収入役の任期</td> <td>当該市町の監査委員の任期</td> <td>組合議員の任期</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					役職	議長及び副議長	組合長及び副組合長	収入役	監査委員			人数等	各1人	各1人	関係市町の収入役から1人	関係市町の監査委員から1人	組合議員から1人	計2人	任期	各組合議員の任期	各市町の長の任期	当該市町の収入役の任期	当該市町の監査委員の任期	組合議員の任期	
役職	議長及び副議長	組合長及び副組合長	収入役	監査委員																						
人数等	各1人	各1人	関係市町の収入役から1人	関係市町の監査委員から1人	組合議員から1人	計2人																				
任期	各組合議員の任期	各市町の長の任期	当該市町の収入役の任期	当該市町の監査委員の任期	組合議員の任期																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合																																																																																																													
事務事業名	職員数、決算、公有財産、基金	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会																																																																																																											
調整方針																																																																																																																
具体的項目	現 況																																																																																																															
職員数	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合職員定数条例 組合事務局の職員 5 名																																																																																																															
決 算	歳入		歳出																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">決 算 額 (円)</th> <th colspan="2">構成比率(%)</th> </tr> <tr> <th>13年度</th> <th>12年度</th> <th>増 減</th> <th>13年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>27,546,945</td> <td>31,061,369</td> <td>3,514,424</td> <td>49.8</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>1,285,470</td> <td>1,839,450</td> <td>553,980</td> <td>2.3</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>16,765,000</td> <td>16,765,000</td> <td>0</td> <td>30.3</td> <td>29.2</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>7,701,039</td> <td>5,111,062</td> <td>2,589,977</td> <td>13.9</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>2,071,272</td> <td>2,707,246</td> <td>635,974</td> <td>3.7</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55,369,831</td> <td>57,484,232</td> <td>2,114,401</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)		13年度	12年度	増 減	13年度	12年度	分担金及び負担金	27,546,945	31,061,369	3,514,424	49.8	54.0	使用料及び手数料	1,285,470	1,839,450	553,980	2.3	3.2	県支出金	16,765,000	16,765,000	0	30.3	29.2	財産収入	105	105	0	0.0	0.0	繰越金	7,701,039	5,111,062	2,589,977	13.9	8.9	諸収入	2,071,272	2,707,246	635,974	3.7	4.7	計	55,369,831	57,484,232	2,114,401	100.0	100.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">決 算 額 (円)</th> <th colspan="2">構成比率(%)</th> </tr> <tr> <th>13年度</th> <th>12年度</th> <th>増 減</th> <th>13年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>972,390</td> <td>685,270</td> <td>287,120</td> <td>2.0</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>15,856,280</td> <td>13,864,755</td> <td>1,991,525</td> <td>31.6</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>25,148,760</td> <td>25,148,760</td> <td>0</td> <td>50.1</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>6,223,251</td> <td>8,125,606</td> <td>1,902,355</td> <td>12.4</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>1,958,802</td> <td>1,958,802</td> <td>0</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50,159,483</td> <td>49,783,193</td> <td>376,290</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)		13年度	12年度	増 減	13年度	12年度	議会費	972,390	685,270	287,120	2.0	1.4	総務費	15,856,280	13,864,755	1,991,525	31.6	27.9	衛生費	25,148,760	25,148,760	0	50.1	50.5	教育費	6,223,251	8,125,606	1,902,355	12.4	16.3	公債費	1,958,802	1,958,802	0	3.9	3.9	予備費	0	0	0	-	-	計	50,159,483	49,783,193	376,290	100.0	100.0
項目	決 算 額 (円)				構成比率(%)																																																																																																											
	13年度	12年度	増 減	13年度	12年度																																																																																																											
分担金及び負担金	27,546,945	31,061,369	3,514,424	49.8	54.0																																																																																																											
使用料及び手数料	1,285,470	1,839,450	553,980	2.3	3.2																																																																																																											
県支出金	16,765,000	16,765,000	0	30.3	29.2																																																																																																											
財産収入	105	105	0	0.0	0.0																																																																																																											
繰越金	7,701,039	5,111,062	2,589,977	13.9	8.9																																																																																																											
諸収入	2,071,272	2,707,246	635,974	3.7	4.7																																																																																																											
計	55,369,831	57,484,232	2,114,401	100.0	100.0																																																																																																											
項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)																																																																																																												
	13年度	12年度	増 減	13年度	12年度																																																																																																											
議会費	972,390	685,270	287,120	2.0	1.4																																																																																																											
総務費	15,856,280	13,864,755	1,991,525	31.6	27.9																																																																																																											
衛生費	25,148,760	25,148,760	0	50.1	50.5																																																																																																											
教育費	6,223,251	8,125,606	1,902,355	12.4	16.3																																																																																																											
公債費	1,958,802	1,958,802	0	3.9	3.9																																																																																																											
予備費	0	0	0	-	-																																																																																																											
計	50,159,483	49,783,193	376,290	100.0	100.0																																																																																																											
公有財産	<p>土地及び建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所在地</th> <th>土地(m<sup>2</sup>)</th> <th>建物(延床面積:m<sup>2</sup>)</th> <th>取得価格(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別子ハイツ自然学習館</td> <td>新居浜市立川町1番地の1</td> <td>3,207</td> <td>566.5</td> <td>65,842,000 (平成元年増改築含む)</td> </tr> <tr> <td>新居浜・西条地区青少年センター</td> <td>西条市氷見乙608番地</td> <td>1,016</td> <td>505.0</td> <td>45,730,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,223</td> <td>1,071.5</td> <td>111,572,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地については新居浜市・西条市からそれぞれ借地</p>					区 分	所在地	土地(m <sup>2</sup> )	建物(延床面積:m <sup>2</sup> )	取得価格(円)	別子ハイツ自然学習館	新居浜市立川町1番地の1	3,207	566.5	65,842,000 (平成元年増改築含む)	新居浜・西条地区青少年センター	西条市氷見乙608番地	1,016	505.0	45,730,000	計		4,223	1,071.5	111,572,000																																																																																							
区 分	所在地	土地(m <sup>2</sup> )	建物(延床面積:m <sup>2</sup> )	取得価格(円)																																																																																																												
別子ハイツ自然学習館	新居浜市立川町1番地の1	3,207	566.5	65,842,000 (平成元年増改築含む)																																																																																																												
新居浜・西条地区青少年センター	西条市氷見乙608番地	1,016	505.0	45,730,000																																																																																																												
計		4,223	1,071.5	111,572,000																																																																																																												
基 金	<p>基金の種類 退職手当基金 基金の現在残高 70千円</p>																																																																																																															

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	周桑病院企業団																					
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、診療科目、病床数、議員、組合長等、職員数	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会																			
調整方針	周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。																							
具体的項目	現 況																							
名称	周桑病院企業団																							
設立年月日	昭和36年6月1日																							
構成市町	東予市・小松町・丹原町																							
根拠法令等	地方自治法第284条、地方公営企業法第39条の2(地方公営企業法の全部適用) 周桑病院企業団規約																							
事務所の位置	愛媛県東予市壬生川131番地																							
共同処理事務	地域内の医療サービスを向上させるため、病院事業の経営に関する事務																							
診療科目	内科、外科、産婦人科、精神科、小児科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科 肛門科、神経内科、耳鼻咽喉科、整形外科、麻酔科、循環器科																							
病床数	350床(一般病床 185床、精神科病床 165床)																							
議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">議員定数12人</td> <td style="width: 10%;">内訳</td> <td style="width: 20%;">関係団体の長等</td> <td style="width: 10%;">3人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>長の場合は、関係団体の長の任期</td> <td>関係団体の議長</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議長の場合は、その職にある間</td> <td>東予市議会委員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議員の場合は、関係団体の議員の任期</td> <td>丹原町議会議員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小松町議会議員</td> <td>1人</td> </tr> </table>				議員定数12人	内訳	関係団体の長等	3人	任期	長の場合は、関係団体の長の任期	関係団体の議長	3人		議長の場合は、その職にある間	東予市議会委員	4人		議員の場合は、関係団体の議員の任期	丹原町議会議員	1人			小松町議会議員	1人
議員定数12人	内訳	関係団体の長等	3人																					
任期	長の場合は、関係団体の長の任期	関係団体の議長	3人																					
	議長の場合は、その職にある間	東予市議会委員	4人																					
	議員の場合は、関係団体の議員の任期	丹原町議会議員	1人																					
		小松町議会議員	1人																					
組合長等	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">企業長</td> <td style="width: 15%;">1人(東予市長)</td> <td style="width: 10%;">任期</td> <td style="width: 60%;">(関係団体の長の任期)</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>2人(丹原町、小松町の議会議員)</td> <td>任期</td> <td>2年</td> </tr> </table>				企業長	1人(東予市長)	任期	(関係団体の長の任期)	監査委員	2人(丹原町、小松町の議会議員)	任期	2年												
企業長	1人(東予市長)	任期	(関係団体の長の任期)																					
監査委員	2人(丹原町、小松町の議会議員)	任期	2年																					
職員数 (平成15年4月1日現在)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">医師</td> <td style="width: 15%;">36人(38人)</td> </tr> <tr> <td>薬剤師・技師</td> <td>36人(43人)</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>171人(173人)</td> </tr> <tr> <td>事務</td> <td>31人(39人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>274人(293人)</td> </tr> </table> <p>( )内は定数 医師、薬剤師・技師、看護師は、法及び医療基準に基づき定数が定められている。</p>				医師	36人(38人)	薬剤師・技師	36人(43人)	看護師	171人(173人)	事務	31人(39人)	計	274人(293人)										
医師	36人(38人)																							
薬剤師・技師	36人(43人)																							
看護師	171人(173人)																							
事務	31人(39人)																							
計	274人(293人)																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	周桑病院企業団																																																																																																																																																																																																							
事務事業名	財政状況	専門部会名	福祉部会																																																																																																																																																																																																							
		分科会名	保健分科会																																																																																																																																																																																																							
調整方針																																																																																																																																																																																																										
具体的項目	現況																																																																																																																																																																																																									
会計決算	病院事業会計決算																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収 益 項 目</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th rowspan="2">費 用 項 目</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> </tr> <tr> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業収益</td> <td>4,361,467</td> <td>90.3</td> <td>4,322,672</td> <td>91.0</td> <td>医業費用</td> <td>4,398,089</td> <td>93.5</td> <td>4,423,748</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>  入院収益</td> <td>2,721,007</td> <td>56.3</td> <td>2,643,473</td> <td>55.7</td> <td>  給与費</td> <td>2,338,442</td> <td>49.7</td> <td>2,348,979</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>  外来収益</td> <td>1,507,676</td> <td>31.2</td> <td>1,545,404</td> <td>32.5</td> <td>  材料費</td> <td>1,330,319</td> <td>28.3</td> <td>1,343,343</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>  その他医業収益</td> <td>132,784</td> <td>2.8</td> <td>133,795</td> <td>2.8</td> <td>  経費</td> <td>438,011</td> <td>9.3</td> <td>448,141</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>医業外収益</td> <td>466,764</td> <td>9.6</td> <td>422,356</td> <td>8.9</td> <td>  減価償却費</td> <td>275,840</td> <td>5.9</td> <td>272,611</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>  補助金</td> <td>3,593</td> <td>0.1</td> <td>4,899</td> <td>0.1</td> <td>  資産減耗費</td> <td>5,773</td> <td>0.1</td> <td>820</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>  受取利息配当金</td> <td>7,117</td> <td>0.1</td> <td>7,018</td> <td>0.1</td> <td>  研究研修費</td> <td>9,704</td> <td>0.2</td> <td>9,854</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>  負担金交付金</td> <td>445,438</td> <td>9.2</td> <td>400,753</td> <td>8.5</td> <td>医業外費用</td> <td>298,018</td> <td>6.4</td> <td>287,008</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>  その他医業外収益</td> <td>10,616</td> <td>0.2</td> <td>9,686</td> <td>0.2</td> <td>  支払利息及び企業債取扱諸費</td> <td>200,176</td> <td>4.3</td> <td>195,086</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>特別利益</td> <td>3,513</td> <td>0.1</td> <td>6,530</td> <td>0.1</td> <td>  繰延勘定償却</td> <td>5,077</td> <td>0.1</td> <td>5,077</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>  固定資産売却益</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>3</td> <td>0.0</td> <td>  雑損失</td> <td>92,765</td> <td>2.0</td> <td>86,845</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>  過年度損益修正益</td> <td>3,513</td> <td>0.1</td> <td>6,527</td> <td>0.1</td> <td>特別損失</td> <td>8,260</td> <td>0.1</td> <td>28,145</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>  その他特別利益</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>  固定資産売却損</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td>4,831,744</td> <td>100.0</td> <td>4,751,558</td> <td>100.0</td> <td>  臨時損失</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  過年度損益修正損</td> <td>7,004</td> <td>0.1</td> <td>15,723</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  不納欠損</td> <td>1,256</td> <td>0.0</td> <td>1,172</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  固定資産除却費</td> <td></td> <td>0.0</td> <td>11,250</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総合計</td> <td>4,704,367</td> <td>100.0</td> <td>4,738,901</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>				収 益 項 目	平成12年度		平成13年度		費 用 項 目	平成12年度		平成13年度		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	医業収益	4,361,467	90.3	4,322,672	91.0	医業費用	4,398,089	93.5	4,423,748	93.5	入院収益	2,721,007	56.3	2,643,473	55.7	給与費	2,338,442	49.7	2,348,979	49.6	外来収益	1,507,676	31.2	1,545,404	32.5	材料費	1,330,319	28.3	1,343,343	28.4	その他医業収益	132,784	2.8	133,795	2.8	経費	438,011	9.3	448,141	9.5	医業外収益	466,764	9.6	422,356	8.9	減価償却費	275,840	5.9	272,611	5.8	補助金	3,593	0.1	4,899	0.1	資産減耗費	5,773	0.1	820	0.0	受取利息配当金	7,117	0.1	7,018	0.1	研究研修費	9,704	0.2	9,854	0.2	負担金交付金	445,438	9.2	400,753	8.5	医業外費用	298,018	6.4	287,008	6.0	その他医業外収益	10,616	0.2	9,686	0.2	支払利息及び企業債取扱諸費	200,176	4.3	195,086	4.1	特別利益	3,513	0.1	6,530	0.1	繰延勘定償却	5,077	0.1	5,077	0.1	固定資産売却益	0	0.0	3	0.0	雑損失	92,765	2.0	86,845	1.8	過年度損益修正益	3,513	0.1	6,527	0.1	特別損失	8,260	0.1	28,145	0.5	その他特別利益	0	0.0	0	0.0	固定資産売却損	0	0.0	0	0.0	総合計	4,831,744	100.0	4,751,558	100.0	臨時損失	0	0.0	0	0.0						過年度損益修正損	7,004	0.1	15,723	0.3						不納欠損	1,256	0.0	1,172	0.0						固定資産除却費		0.0	11,250	0.2						総合計	4,704,367	100.0	4,738,901	100.0
収 益 項 目	平成12年度		平成13年度			費 用 項 目	平成12年度		平成13年度																																																																																																																																																																																																	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額		構成比	決算額	構成比																																																																																																																																																																																																	
医業収益	4,361,467	90.3	4,322,672	91.0	医業費用	4,398,089	93.5	4,423,748	93.5																																																																																																																																																																																																	
入院収益	2,721,007	56.3	2,643,473	55.7	給与費	2,338,442	49.7	2,348,979	49.6																																																																																																																																																																																																	
外来収益	1,507,676	31.2	1,545,404	32.5	材料費	1,330,319	28.3	1,343,343	28.4																																																																																																																																																																																																	
その他医業収益	132,784	2.8	133,795	2.8	経費	438,011	9.3	448,141	9.5																																																																																																																																																																																																	
医業外収益	466,764	9.6	422,356	8.9	減価償却費	275,840	5.9	272,611	5.8																																																																																																																																																																																																	
補助金	3,593	0.1	4,899	0.1	資産減耗費	5,773	0.1	820	0.0																																																																																																																																																																																																	
受取利息配当金	7,117	0.1	7,018	0.1	研究研修費	9,704	0.2	9,854	0.2																																																																																																																																																																																																	
負担金交付金	445,438	9.2	400,753	8.5	医業外費用	298,018	6.4	287,008	6.0																																																																																																																																																																																																	
その他医業外収益	10,616	0.2	9,686	0.2	支払利息及び企業債取扱諸費	200,176	4.3	195,086	4.1																																																																																																																																																																																																	
特別利益	3,513	0.1	6,530	0.1	繰延勘定償却	5,077	0.1	5,077	0.1																																																																																																																																																																																																	
固定資産売却益	0	0.0	3	0.0	雑損失	92,765	2.0	86,845	1.8																																																																																																																																																																																																	
過年度損益修正益	3,513	0.1	6,527	0.1	特別損失	8,260	0.1	28,145	0.5																																																																																																																																																																																																	
その他特別利益	0	0.0	0	0.0	固定資産売却損	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																																																	
総合計	4,831,744	100.0	4,751,558	100.0	臨時損失	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																																																	
					過年度損益修正損	7,004	0.1	15,723	0.3																																																																																																																																																																																																	
					不納欠損	1,256	0.0	1,172	0.0																																																																																																																																																																																																	
					固定資産除却費		0.0	11,250	0.2																																																																																																																																																																																																	
					総合計	4,704,367	100.0	4,738,901	100.0																																																																																																																																																																																																	
公債費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">企業債 (単位：千円)</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業債現在高</td> <td>4,168,970</td> <td>3,996,193</td> </tr> <tr> <td>企業債借入高</td> <td>175,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>元利償還額</td> <td>348,089</td> <td>367,860</td> </tr> <tr> <td>  元金</td> <td>147,926</td> <td>172,777</td> </tr> <tr> <td>  利息</td> <td>200,163</td> <td>195,083</td> </tr> </tbody> </table>			企業債 (単位：千円)			項 目	平成12年度	平成13年度	企業債現在高	4,168,970	3,996,193	企業債借入高	175,200	0	元利償還額	348,089	367,860	元金	147,926	172,777	利息	200,163	195,083																																																																																																																																																																																		
企業債 (単位：千円)																																																																																																																																																																																																										
項 目	平成12年度	平成13年度																																																																																																																																																																																																								
企業債現在高	4,168,970	3,996,193																																																																																																																																																																																																								
企業債借入高	175,200	0																																																																																																																																																																																																								
元利償還額	348,089	367,860																																																																																																																																																																																																								
元金	147,926	172,777																																																																																																																																																																																																								
利息	200,163	195,083																																																																																																																																																																																																								
債務負担行為	なし																																																																																																																																																																																																									
その他	なし																																																																																																																																																																																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	周桑病院企業団
事務事業名	財産の状況	専門部会名	福祉部会
		分科会名	保健分科会
調整方針			
具体的項目	現況		
土地・建物	○ 土地	24,883.12 m <sup>2</sup>	(平成13年度決算) (単位: m <sup>2</sup> 、円)
	○ 建物	19,318.09 m <sup>2</sup> (延床面積)	(平成13年度決算) (単位: m <sup>2</sup> 、円)
	区分	地積(実測)	取得価格
	病院の敷地	22,498.75	271,069,611
	医師住宅の敷地	2,384.37	71,366,313
	計	24,883.12	342,435,924
	区分	延床面積	取得価格
	病院本館	7,052.38	1,908,237,358
	病院西館	6,227.03	1,475,963,191
	病院西館増築(放射線室)	185.50	40,205,456
	病院西館増築(医局)	0.00	0
	リハビリ棟	393.10	75,720,495
	病院別館	4,069.46	704,871,456
	プロパンボンベ庫	22.28	2,638,000
	渡り廊下	297.00	7,954,833
	用度倉庫	194.40	5,382,000
	託児所	145.00	24,126,561
	機械室	339.53	44,698,153
	医師住宅	291.50	28,750,200
	車庫	16.82	1,406,843
	自転車置き場	84.09	4,141,366
	計	19,318.09	4,324,095,912
物品	機器(固定資産台帳記載物品) (平成13年度決算) 磁気共鳴イメージング装置他 1,117 品 取得価格総計 1,173,240 千円 車両 (平成13年度決算) 軽自動車 2台 1,126 千円		
過年度損益勘定留保資金等	(13年度決算) 2,371,491,636 円 損益勘定留保資金とは、現金支出の伴わない費用で内部に留保した資金をいう。減価償却費、固定資産勘定償却費などがあるが、一般的には、流動資産から流動負債を減じた額		
負担金	(13年度決算) 協定分 268,610,000 円 (昭和54年度から病院増改築等に係る費用を関係団体で負担) 東予市 140,112,000 丹原町 71,035,000 小松町 57,463,000 (負担割合 0.52162) (負担割合 0.26445) (負担割合 0.21393) 繰出し基準分 262,658,000 円 (精神科運営経費及び救急医療に要する経費を関係団体で負担。但し、この負担金は、地方交付税法に基づく、構成団体の地方交付税算入分である。) 東予市 137,008,000 丹原町 69,460,000 小松町 56,190,000 (負担割合 0.52162) (負担割合 0.26445) (負担割合 0.21393)		

## 周桑病院企業団について

### 1 設立の経緯

周桑病院が自治体病院として設立された経緯は、昭和10年当時、周桑地区の医師不足対策及び医療機会均等を図るため、地域住民の自己防衛の手段として組合方式での病院事業を開設したものである。その後も「地域住民の健康を守り、地域医療の水準の向上に努める」といった基本姿勢を貫いています。

### 2 患者数の状況

#### 外来患者数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
患者数(年間)	186,931人	192,216人	189,913人	198,598人	202,792人
1日平均患者数	—	—	778.3人	810.6人	827.7人

#### 入院患者数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
患者数(年間)	120,143人	117,192人	117,847人	114,777人	115,957人
1日平均患者数	—	—	322.0人	314.5人	317.7人
病床利用率	94.0%	91.7%	92.0%	89.8%	90.8%

病床利用率とは、病床に対してどれだけの患者が利用したかを表し病床の利用度を評価する。  
外来、入院患者の内、東予市、丹原町、小松町の住民が全体の約93%を占めている。

### 3 救急搬送状況について

東予市、丹原町、小松町地区における2次救急医療体制であるが、周桑消防署管内の約80%が公立周桑病院に搬送されている。

#### 周桑消防署の救急搬送状況(平成13年)

総搬送人員	管内、管外搬送人員		医療機関別搬送人員	
1,773人	管内	1,588人 (89.6%)	公立周桑病院	1,411人 (79.6%)
			その他	177人 (9.9%)
	管外	185人 (10.4%)	西条市	61人
			新居浜市 松山市等	46人 78人

### 4 人口10万人当りの病院一般病床数(県地域保健医療計画より)

平成13年3月31日現在

	病院数	病床数		
		総数	うち一般病床数	人口10万人当りに 換算した一般病床数
周桑地区	4	524	359	638
西条地区	6	1,330	899	1,545
新居浜地区	12	2,601	1,798	1,438
新居浜・西条圏域	22	4,455	3,056	1,276
愛媛県	157	23,812	18,378	1,230
全国	9,266	1,647,253	1,264,073	996

### 5 経営の状況

現在、地方公営企業法を適用している自治体病院は、全国で1,002病院あり、平成12年度決算資料では、47.5%の病院が赤字経営となっている。このような状況の中公立周桑病院においては、平成7年度から7年連続黒字決算を続けており、平成6年度末に約9億円あった累積欠損金が、平成13年度決算では約2億円に減少している。

#### 損益の状況

	純損益		累積欠損金
平成6年度	純損金	93,062,866円	911,331,966円
平成7年度	純利益	18,108,617	893,223,349
平成8年度	"	354,528,320	538,695,029
平成9年度	"	72,496,863	466,198,166
平成10年度	"	72,146,209	394,051,957
平成11年度	"	50,146,927	343,905,030
平成12年度	"	127,377,481	216,527,549
平成13年度	"	12,657,494	203,870,055

#### 経営状態を示す比率の全国対比

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	全国平均値(平成12年度)
総収支比率	101.1	102.7	100.3	98.5
医業収支比率	99.1	99.2	97.7	91.2
繰入金比率	8.8	10.2	9.3	15.3
職員給与費比率	51.0	50.5	54.3	55.4
累積欠損金比率	8.1	5.0	4.7	36.1



## 公立周桑病院企業団に関する主な法令

### 地方公営企業法（昭和22年法律第292号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 略

（経営の基本原則）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

（管理者の設置）

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2～11 略

（組織に関する特例）

第39条の2 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（これを企業団という。）の管理者の名称は、企業長とする。

2 企業団には、第7条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。

3～9 略

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～6 略

## 先例地の調整事例

〔南宇和合併協議会〕

病院・診療所業務については、基本的に現行のとおりとし新町に引き継ぐものとする。

（国保一本松病院、国保内海村診療所の事例）

〔さぬき市〕

大川総合病院組合については、合併の日の前日をもって、当該組合を解散し合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。又、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。

（合併5町で構成する大川総合病院組合の事例）

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

当面、現行のとおりとする。

（新南陽市に、新南陽市医療公社が管理運営する新南陽市民病院の事例あり）

〔養父郡合併協議会（兵庫県）〕（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）

合併の日の前日をもって解散する。その事務、職員、財産及び債務についてはすべて新市に引き継ぐ。

（合併関係市町4町と他の2町で構成する公立八鹿病院組合の事例）

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細 項 目	西条市小松町共立大保木診療所協議会		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数	専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。				
具 体 的 項 目	現 況				
名 称	西条市小松町共立大保木診療所協議会 (施設：西条市小松町共立大保木診療所)				
設 立 年 月 日	昭和35年7月30日				
構 成 市 町	西条市、小松町				
根 拠 法 令 等	地方自治法第252条の2 西条市小松町共立大保木診療所協議会規約				
事 務 所 の 位 置	西条市明屋敷164番地(西条市役所内) 施設：西条市中奥2号20番地の7				
共 同 処 理 事 務	施設の維持管理 診療業務委託料の支払 協議会運営事務等				
議 員	委員定数5人 内訳 西条市3人(市議会議員2人、生活福祉部長) 小松町2人(町議会議員長、社会文教委員長) 任期4年				
組 合 長 等	役員 各1人 会長(西条市長) 副会長(小松町長) 会計(西条市収入役) 監査(小松町監査委員) 任期 在職期間中				
職 員 数	1人(西条市職員兼務)				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	西条市小松町共立大保木診療所協議会							
事務事業名	財政状況	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会					
調整方針										
具体的項目	現 況									
会計決算	歳入 (単位:円、%)				歳出 (単位:円、%)					
	項目	平成12年度		平成13年度		項目	平成12年度		平成13年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比
	分担金及び負担金	6,400,000	54.69	7,030,000	59.88	総務費	7,302,520	91.11	6,819,775	91.58
	諸収入	7,216	0.06	894	0.01	一般管理費	7,209,804	89.96	6,735,608	90.45
	繰越金	4,099,150	35.03	3,686,577	31.40	会議費	92,716	1.16	84,167	1.13
	診療収入	1,195,027	10.21	1,023,123	8.71	医業費	712,296	8.89	627,155	8.42
	計	11,701,393	100.00	11,740,594	100.00	医業費	712,296	8.89	627,155	8.42
公債費	なし									
債務負担行為	なし									
その他	対象地区の人口(H14.1.1)									
		大保木地区	215人							
		石鎚地区	7人							
		計	222人							
	受診者数調べ									
		平成11年度	16人(延べ153人)							
		平成12年度	16人(延べ152人)							
		平成13年度	15人(延べ132人)							
	診療内容等									
		診療時間等 週2回(月、金) 午後1時~3時								
		内科医師1名、看護師1名で対応している。								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	西条市小松町共立大保木診療所協議会		
事務事業名	財産の状況	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針					
具体的項目	現 況				
土地・建物	土地 595.04㎡(平成13年度決算) 診療所敷地 595.04㎡ 譲渡 旧職員住宅敷地 150.24㎡ 借地	建物 220.9㎡(平成13年度決算) 診療所 116.2㎡ 旧職員住宅(管理人住居) 104.7㎡			
物 品	物品(財産調書記載物品)(平成13年度決算) ローラーベッドなど89品				
基 金	なし				
そ の 他	なし				

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	東予市周桑郡丹原町入会山組合		
事務事業名	名称、設置年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数、設置の経緯	専門部会名	産業経済部会	分科会名	林業分科会
調整方針	東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	東予市周桑郡丹原町入会山組合				
設置年月日	明治45年4月8日				
構成市町	東予市、丹原町				
根拠法令等	地方自治法第284条 東予市周桑郡丹原町入会山組合同規約				
事務所の位置	東予市周布349番地の1(東予市役所内)				
共同処理事務	庄内財産区が所有する河之内入会山に関する事務(分収金の配分等)				
議員	議員定数 18人 内訳 東予市17人(庄内地区3人、三芳地区2人、吉岡地区4人、楠河地区2人、国安地区4人、壬生川地区2人) 丹原町 1人(徳田地区1人)				
組合長等	組合長 1人(東予市長)、副組合長(東予市助役)、収入役(東予市収入役) 監査委員 2人 識見委員1人、組合議員1人				
職員数	4人(東予市職員兼務)				
設置の経緯	<p>入会権について</p> <p>山林は、生活の必要物資が得られることから、昔から生活の宝庫と言われた。藩政時代、山地原野のない平地村落の住民のために、薪及び牛馬の飼料や肥料にする草木の採取ができる山地の場所を限って、入山を許していた。これを入会山と言う。</p> <p>明治9年、入会山は地租改正により、地元の山地部落が所有権を持つようになった。明治44年財産統一の制度により、各部落所有の山林は、すべて庄内村所有となった。そこで、入会権を持つ町村協議の結果、入会山組合を作ることとなり、明治45年4月愛媛県知事の認可を受け、組合が誕生した。</p>				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)				細項目	東予市周桑郡丹原町入会山組合				
事務事業名					専門部会名	産業経済部会	分科会名	林業分科会		
調整方針										
具体的項目	現 況									
合計決算	歳入				歳出					
	(単位:円、%)				(単位:円、%)					
	項目	平成12年度		平成13年度		項目	平成12年度		平成13年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比
	財産収入	5,865,332	79.93	279,388	12.30	議会費	645,806	10.18	1,193,280	80.71
	繰入金	1,300,000	17.71	1,000,000	44.04	総務費	5,701,114	89.82	285,114	19.29
	繰越金	171,787	2.34	991,076	43.65	予備費	0	0	0	0
	諸収入	877	0.02	203	0.01	計	6,346,920	100.00	1,478,394	100.00
	計	7,337,996	100.00	2,270,667	100.00					
基金	37,200,000円									
その他	入会権の内容		造林よりの配分割合		分収造林地(官行・県行・公団)からの交付金配分		各部落への配分			
			庄内財産区	220/1000	庄内財産区	208/1000	24部落(山札割合による) 山札1,449札			
		河之内住民	80/1000	大字河之内	110/1000	庄内地区	233札(旦之上・河之内・福成寺・実報寺・大野・宮之内)			
		入会山組合	700/1000	入会山組合	682/1000	楠河地区	158札(楠・河原津)			
						三芳地区	129札(三芳)			
						国安地区	389札(国安・桑村・新市・高田・新町)			
						吉岡地区	314札(上市・石延・広岡・安用・安用出作)			
						壬生川地区	156札(壬生川・喜多台・円海時・大新田)			
						丹原町徳田地区	70札(高知)			

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合		
事務事業名	名称、設立年月、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等、負担金、脱退後の措置	専門部会名	議会事務局部会	分科会名	議会事務局分科会
調整方針	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合				
設立年月	昭和43年1月				
構成市町	県下全町村(58町村)				
根拠法令等	地方公務員災害補償法 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合同規約				
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)				
共同処理事務	組合町村議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務				
議会の組織	議員定数14人(選挙区(11区)は、各町村の議長の互選で11名、特別区は、各町村の長の互選で3名)				
組合長等	組合長 1人、副組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者)				
負担金	平成13年度負担金(決算)      丹原町      25,600 円      小松町      25,600 円				
脱退後の措置	新市の公務災害認定制度により、新市において事務を行うこととなる。 脱退による精算金はない。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県市町村職員退職手当組合		
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会、組合長等、負担金、基金残高	専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会
調整方針	愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。				
具体的項目	現	具体的項目	現	況	
名称	愛媛県市町村職員退職手当組合	加入負担金	根拠：愛媛県市町村職員退職手当組合条例（平成15年1月1日施行）		
設立年月日	昭和32年7月5日		未加入団体と既加入団体との合併で新市として加入する場合		
構成市町	川之江市、北条市、伊予市、東予市（西条市は加入してない）県下全町村（58町村） 42 一部事務組合（道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、周桑病院企業団、東予市・丹原町公共下水道事務組合も加入）		・未加入団体の取扱い 未加入団体（西条市）の職員の合併後10年間の平均定年退職者数に過去5年間における定年退職者の平均退職金を乗じ、2倍したものを合併の日に新市で特別負担金として納付する 上記算式で計算した場合の必要額（試算） 西条市分 638,041,000円		
根拠法令等	地方自治法第284条 愛媛県市町村職員退職手当組合格約		・既加入団体の取扱い 負担金精算は行わない		
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）		合併後、新市として加入しない場合 既加入団体が納付した負担金総額から、職員に給付した退職手当と事務員に相当する額を差引いた額との差額により、新市において過不足の精算をする。（徴収又は還付）		
共同処理事務	組合市町村職員（一部事務組合も含む。）の退職手当に関する事務				
議会	議員定数15人（郡町村会長、組合を組織する市の市長で構成）				
組合長等	組合長1人、副組合長1人 監査委員2人（議員1人有識者1人）				
負担金	市町村長等 給料総額の1,000分の339 上記以外の職員 給料総額の1,000分の150				
基金残高	3,301,969千円（H13年度末）				
			上記算式で計算した場合の必要額（H16年10月末試算額）		
				単位：円	
			東予市	755,766,980	
			丹原町	344,310,177	
			小松町	250,035,278	
			周桑病院企業団	894,105,216	
			周桑事務組合	345,688,544	
			東予市・丹原町公共下水道事務組合	55,088,254	
			道前福祉衛生事務組合	347,948,543	
			計	292,718,122	



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合		
事事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等、その他	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	西条市	東予市	丹原町	小松町
設立年月日	昭和27年4月1日	未加入	負担割合 団員割 18,520円×条例定数 人員割 30.5円×国調人口		
構成市町	川之江市、伊予三島市、大洲市、北条市、伊予市、東予市(西条市は加入していない) 県内全町村(58町村)、9一部事務組合(周桑事務組合が加入)		13年度負担金 13,544千円	13年度負担金 9,491千円	13年度負担金 3,818千円
根拠法令等	地方自治法第284条 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合同規約	消防団員等公務災害補償等共済基金への事務処理を単独で対応			
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)	負担割合 団員割 18,110円×条例定数 人員割 3.5円×国調人口			
共同処理事務	(1)消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事 (2)消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事 (3)消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事 (4)水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事 (5)水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事 (6)災害対策基本法第84条第1項の規定による応急装置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事 (7)消防吏員及び消防団員に係る賞じゆつ金に関する事	13年度負担金 10,164千円			
議会の組織	定数17人 (加入市の市長及び郡町村会長で構成)				
組合長等	組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者) 副組合長 1人				
その他	消防団員数(H14.4.1現在) ( )内は定数 西条市 535人(550人) 東予市 644人(677人) 丹原町 478人(490人) 小松町 184人(190人)				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県市町村交通災害共済組合		
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。				
具体的項目	現 況				
		西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町
名 称	愛媛県市町村交通災害共済組合	未 加 入	掛 け 金	掛 け 金	掛 け 金
設 立 年 月 日	昭和44年4月1日		大人 600円	大人 600円	大人 600円
構 成 市 町	東予市、県内全町村(58町村)		子供 250円	子供 250円	子供 250円
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条 愛媛県市町村交通災害共済組合同規約		(中学生以下)	(中学生以下)	(中学生以下)
事 務 所 の 位 置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)		13年度加入者	13年度加入者	13年度加入者
共 同 処 理 事 務	日本国内で交通事故により災害を受けた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務		一般 14,735人	一般 6,321人	一般 4,285人
議 会 の 組 織	定数12人 (議員の互選で、東予市、周桑郡で2名、その他の郡より各1名)		中学生以下 2,433人	中学生以下 961人	中学生以下 548人
組 合 長 等	組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者) 副組合長 1人		計 17,168人 (加入状況約50%)	計 7,282人 (加入状況約50%)	計 4,833人 (加入状況約48%)
		民間保険会社の制度加入			
		掛 け 金			
		600円(年齢制限なし)			
		(15年度から720円)			
		13年度加入者			
		10,938人			
		(加入状況約20%)			

## 合併に伴う一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

### 一部事務組合等に関する主な法令

#### 地方自治法（昭和22年 法律第67号）（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（4～6略）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

#### 地方公務員災害補償法（昭和42年 法律第121号）（抜粋）

（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）

第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。

## 先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。

愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。

〔南宇和合併協議会〕

5町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。

また、5町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日を持って脱退し、新町において加入または調整することとする。

〔さぬき市〕

大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外2ヶ町組合、香川県消防補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

〔周南市〕

山口県徳山地方養老救護施設組合は、新市で合併の日に加入する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。